



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月19日（火） 第10135号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○一般廃棄物処理施設設置許可の申請（廃棄物・リサイクル課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	3
公 告	
○土地改良区の設立の認可（農村整備課）	3

■ 告 示

◎群馬県告示第247号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年9月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 渋川市八木原字西原678番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第248号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年9月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目224番地1 株式会社ウィズウェイストジャパン 代表取締役 山田耕
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 沼田市佐山町字長萱1998番71、1998番72、1998番73、1998番74、1998番76、1998番77、1998番78、1998番79、1998番81、1998番82、1998番83、1998番84、1998番85、1998番86、1998番87、1998番88、1998番103、1998番106、1998番111、1998番112、1998番113、1998番114、1998番115、1998番116、1998番117、1998番118、1998番120、1998番122、1998番123、1998番125、1998番126、1998番128、1998番129、1998番130、1998番131、1998番132、1998番133、1998番134、1998番135、1998番136、1998番137、1998番138、1998番139、1998番140、1998番141、1998番142、1998番143、1998番149、1998番158、1998番201、1998番202、1998番203、1998番204、1998番205、1998番206、1998番207、1998番208、1998番209、1998番210、1998番211、1998番212、1998番213、1998番214、1998番215、1998番217、1998番218、1998番219、1998番220、1998番221、1998番222、1998番223、1998番246、1998番290、1998番291、1998番292、1998番293、1998番294、1998番295、1998番297、1998番298、1998番299、1998番300、1998番301、1998番302、1998番304、1998番305、1998番312、1998番313、1998番314、1998番315、1998番318、1998番319、1998番320、1998番

- 321、1998番322、1998番323、1998番324、1998番325、1998番326、1998番327、1998番338、1998番339、1998番352、1998番353、1998番354、1998番355、1998番356、1998番357及び1998番358並びに字広内2659番43、2659番44、2659番48、2659番49及び2659番69
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 焼却灰、ばいじん及び不燃物残渣
- 5 申請年月日 令和5年7月27日
- 6 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県利根沼田振興局利根沼田環境森林事務所及び沼田市市民部環境課
- 7 縦覧の期間 令和5年9月19日から同年10月19日まで

◎群馬県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年9月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により原土地改良区の設立を令和5年8月30日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月19日

群馬県知事 山本 一 太